

# 人文学・社会科学データインフラストラクチャー構築推進事業実施規程

平成30年11月12日

規程第82号

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人日本学術振興会業務方法書（平成15年規程第1号）第7条、第9条及び第10条の規定に基づき、独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）が実施する人文学・社会科学データインフラストラクチャー構築推進事業（以下「本事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (事業の目的)

第2条 本事業は、研究に係るデータの共有及び利活用を促進する基盤の構築を推進し、人文学・社会科学の振興を図ることを目的とする。

## 第2章 事業の実施

### (事業の区分)

第3条 本事業は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる取組により実施する。

- 一 各分野において研究に係るデータの管理・共有化等に中核的役割を担う研究組織が、広く研究者コミュニティの拠点として、当該データの公開、共有化、多言語化等を推進することなどにより、データ共有基盤を強化する取組（「拠点機能の強化」）
- 二 各拠点の取組に共通する事項の調査等を行い、拠点間の連携協働を推進するとともに、総合的なデータカタログを整備するなどにより、分野横断的なデータ利活用のシステムを構築する取組（「中核機能の構築」）
- 三 その他前2号の取組で必要となる調査等に係る取組

### (事業の実施方法)

第4条 振興会は、前条第一号の取組の実施に必要な業務を、拠点の属する機関に委託して行うものとする。

- 2 振興会は、前条第二号及び第三号の取組の実施に必要な業務の一部を、適切に実施できると認められる機関に委託することができる。
- 3 前2項の業務委託に関する事項は、別に定める。

(実施期間)

第5条 本事業の実施期間は、原則として2023年3月31日までとする。

### 第3章 実施体制

(運営委員会)

第6条 本事業を実施するため、振興会に、人文学・社会科学データインフラストラクチャー構築推進事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、振興会理事長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- 一 本事業の実施に係る基本的な方針及び計画の策定に関する事項
- 二 拠点の選定及び評価に関する事項
- 三 本事業の進捗管理に関する事項
- 四 本事業の連絡調整に関する事項
- 五 その他必要な事項

3 その他運営委員会の組織及びその運営については、別に定める。

(プログラムディレクター等)

第7条 本事業の円滑な実施を図るため、振興会に、プログラムディレクターを置く。

2 振興会に、プログラムディレクター代理を置くことができる。

3 振興会に、プログラムオフィサー複数を置くことができる。

4 プログラムディレクターは、前条第2項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項を総括整理し、プログラムの進捗状況その他必要な事項を運営委員会に報告する。

5 プログラムディレクター代理は、プログラムディレクターを補佐し、プログラムディレクターに事故があるときは、プログラムディレクターの職務を代理する。

6 プログラムオフィサーは、プログラムディレクターの命を受け、担当の事項を整理する。

7 プログラムディレクター、プログラムディレクター代理及びプログラムオフィサーについて必要な事項は、別に定める。

(連絡協議会)

第8条 本事業の実施に関して第4条第1項及び第2項に規定する機関間の連携及び協議を行うため、振興会に、人文学・社会科学データインフラストラクチャー構築推進事業連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

2 連絡協議会の組織及びその運営については、別に定める。

### 第4章 雑則

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成30年規程第82号)

この規程は、平成30年11月15日から施行する。